



2022年10月3日

各 位

会社名 ケイティケイ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 青山 英生  
(コード番号3035 東証スタンダード/名証メイン)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 葛西 裕之  
(TEL 052-931-1881)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月3日開催の取締役会において、下記のとおり2022年11月9日開催予定の第51期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する事項に関して、附則第2条を新設するものであります。なお、本条は期日経過後に削除するものとします。

2. 変更の内容 変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日(予定)	2022年11月9日(予定)
定款一部変更の効力発生日(予定)	2022年11月9日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行通り)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>2 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>